

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」シャトルバス運行等 支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」シャトルバス運行等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、令和5年4月から放送される連続テレビ小説を本県観光の振興に最大限生かすとともに、本県出身の牧野富太郎博士の精神や功績を後世に引き継いでいくため、官民協働による博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」を開催する。この博覧会の開催期間中、地域の花の見頃に生じる渋滞対策や観光周遊・消費拡大を目的として、草花の群生地等の「草花体感フィールド」や周辺の観光施設等を巡るシャトルバスの運行等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、間接補助事業の当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金の対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 補助事業者は、第3条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においては、前項と同様の条件を付すとともに、次に掲げる事項を付さなければならない。

- (1) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (2) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの変更をしよ

うとするときは、別記第3号様式による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書及び関係書類を会長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに会長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けて、対象となる金額を返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による変更申請をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別

記第6号様式による概算払請求書を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 会長は、補助事業者又は事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者又は事業実施主体が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 補助金を申請した補助事業の内容以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、高知県補助金交付規則及びその他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 虚偽の報告を行ったとき。
- (7) その他会長が必要と認めるとき。

(事業成果のフォローアップ)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力し、指導がある場合は対応状況を報告しなければならない。

- 2 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、事業実施主体に対して、第1項及び前項に規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

(グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に準ずる開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第3号及び第4号、第9条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
シャトルバス運行等支援事業	市町村	市町村又は市町村の長が補助を行う団体	<p>博覧会開催期間中に、渋滞対策や観光周遊促進、観光消費の拡大のために、新たにシャトルバスの運行等を行う経費及び従前の取り組みから拡充してシャトルバスの運行等を行う場合の拡充分に要する経費（注1）</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス（ジャンボハイヤーを含む）の借上料（運転手の人件費を含む） ・バスの運行に必要な臨時駐車場の借上料、案内板の設置費 ・バスの運行に必要な添乗員又は交通誘導員の配置に係る経費 	2分の1以内	観光客が観賞するための草花の見頃となる1期間あたり300万円。（注2）草花体感フィールド1箇所につき、一会計年度で3期間まで。

（注1）

- 1 シャトルバスの運行に関する事前告知を行うこと（沿線での告知パネルの設置、HPやSNSでの告知、広報誌やチラシでの告知など）。ただし、事前告知に要する経費は補助対象外とする。
- 2 臨時駐車場の借り上げ又は交通誘導員の配置に係る経費は、シャトルバス（ジャンボハイヤーを含む）の運行に付随する場合のみ補助対象経費とする。
- 3 補助対象となるシャトルバス等の運行ルートは、原則、草花体感フィールドだけでなく、地域の食、歴史、自然体験などの観光資源を含んだルートであることを要件とする。

（注2）

- 1 草花の見頃となる1期間は概ね1カ月程度とする。
- 2 対象となる草花の種類や規模は問わないが、観光客を呼び込むための草花であること。

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。